

国民年金保険料

20歳から60歳までの自営業、農業、学生、無職の人は、国民年金に加入し、保険料の納付が義務付けられています。保険料は将来の自分の年金や、万が一のときの障害年金として反映されますので、納付期限を守ってきちんと納めましょう。

お得な納め方があります

納付書での前納がお得

納付書に綴られている平成19年度後期分（10月～3月）を10月末までに前納すると、毎月納付するより690円の割引となり、お得です。

- 保険料を毎月（翌月末までに）納付すると14,100円×6か月＝84,600円
- 納付書で前納すると83,910円（690円の割引）

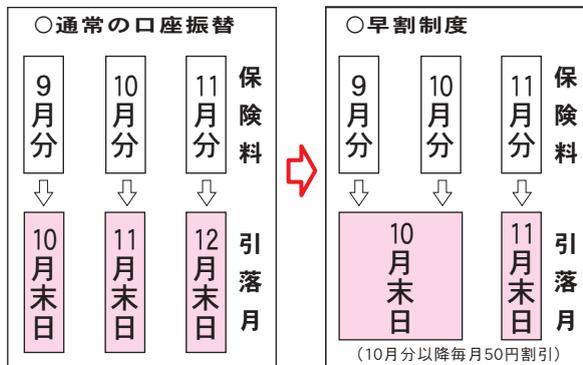
口座振替は便利で安心。さらに、お得な納め方もあります。

口座振替は毎月金融機関に出向く手間がなくなり、通帳で納めた確認ができるので便利ですし、毎月の納め忘れもなくなり安心です。

口座振替前納

前納を利用する場合も、納付書での前納より口座振替前納のほうが割引が多く、お得です。
平成19年度後期分（10月～3月）を口座振替で前納すると、83,640円を口座振替で前納するより960円、納付書での前納より270円多い割引となります、お得です。

早割の例(9月中に早割を申込み処理が完了した場合)



「口座振替の早割」
毎月納付をご希望の方も、口座振替で早割をご利用いただくとお得です。
口座振替の早割とは、毎月口座振替により保険料を納付する場合、早期（当月末）に納付することにより割引が適用される制度です。通常の口座振替は、翌月末に保険料が引き落としになりますが、「早割」をご利用になり、当月末に引き落としした場合、一月あたり50円割引されます。

お得な納付を図で解説

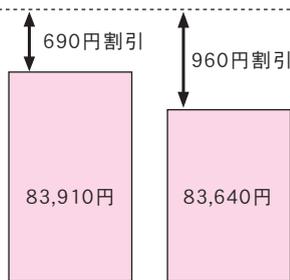
19年10月から20年3月の保険料を納付すると

毎月納付した場合



通常

前納した場合



前納(納付書) 前納(口座振替)

申込みは今すぐ！

口座振替の申込みは金融機関の窓口、社会保険事務所へ。（振替方法の変更も同じ）

19年度後期分の口座振替前納申込みは、9月30日までに社会保険事務所にて登録が完了していなければいけないので、特に金融機関での申込みはお早めをお願いします。

申込に必要なもの

- ①年金手帳または納付書 ②預貯金通帳 ③通帳届出印
- ※既に口座振替で前納されている人は、届出の必要はありません。

なお、市国保年金課年金係にも申込用紙と社会保険事務所送付用封筒を備えていますので、ご利用ください。

●問い合わせ先 久留米社会保険事務所 ☎ 33-6206

保険料の納付が困難な時は免除制度のご利用を

全額・3/4半額・1/4免除
本人・配偶者・世帯主の前年所得が全額・3/4半額・1/4免除の所得基準以下の場合、申請により納付が免除されます。

失業された場合、雇用保険の離職票または受給資格者証があれば、その年度の所得は0円と見なします。

若年者納付猶予制度
学生以外で20歳代の所得の少ない若者が親と同居している場合、これまでは世帯主の所得で免除にならないケースがありました。この制度では本人の所得が全額免除の基準以下の場合、申請により保険料を後払いすることが出来ます。

学生納付特例制度
在学期間中の保険料納付を猶予し、社会人になってから払うことが出来る制度です。対象となる学校は大学、大学院、短大、各種専門学校、予備校等（定時制、通信課程を含む）。なお、学校法人の許可を受けていない各種学校、予備校および海外の学校は対象となりません。

手続きは簡単！
国保年金課年金係で申請書に必要な事項を記入するだけです。
手続きに必要なもの

- ①年金手帳 ②認印（本人が署名する場合に必要） ③学生証（コピー可）（学生納付特例の場合） ④昨年度または今年度失業された場合、雇用保険の離職票または、受給資格者証 ⑤今年1月以降に小都市に転入してきた人は、前年の所得状況を証明するもの
- 問い合わせ先 国保年金課年金係（内線 423）